

県立病院等事業における資本剰余金の処分に関する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第94号

県立病院等事業における資本剰余金の処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定に基づき、県立病院等事業における資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(資本剰余金の処分)

第2条 県立病院等事業における資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。